

足利義政の政治と女性 (下)

文學博士 三浦 周行

五 今參局の呪詛問題

私は今、義政の初政に於て、さしも時めいた今參局に最後の運命を與へたところの呪詛問題を検討すべき時が來た。

長祿三年正月、義政夫人日野富子の出産に當つて、端なくも局の調伏を行つたことの暴露した一事が局の失脚を招くの因となつたとは、諸記録の共に一致して居るところである。さり乍ら此問題にからまる多くの史實は疑問に滿たされて居るから、其解決を先決問題とせなければならぬ。先づ出産についていふならば、御産所日記に其時刻を「正月九日夜明卯辰之間御誕生」と明記されて居る

のは、記録の性質として其儘受入るべきであると思はれぬこともないが、經覺要抄には、正月十日大館敦氏が將軍義政の代參として春日社に詣でた序に、興福寺の大乗院に立寄つた記事が見え、寺務方諸廻請には又其代參の目的を説明して「爲御産平案之御祈也云々」といつて居る。九日に出産したものでならば、十日に平産の祈に春日迄代參を出だすべき筈もなからう。殊に後者は十日の出産を傳へて居るから、御産所日記の所謂九日夜明は、實は九日の事ではなく、日記の記事に有勝な十日の拂曉を指したもので、代參の京都出發後の出來事と見るべきであらう。次に産兒については初め女子と書いた寺務方諸廻請も、後には若宮と

書いて居つて、經覺要抄の若公と一致する。産兒が夫人の腹中で死去したと書いて居る經覺要抄の記事は、出産後やがて早世したといつて居る寺務方諸廻請のそれと相容れぬが、何れにしても甚だしい相違ではない。只問題は産兒の死から局の呪詛といふ一大疑獄を生んで、流刑から死刑と目まぐるしい悲劇の展開となつた経路であらねばならぬ。私の前に引いた經覺要抄長祿三年正月十七日條には、局が傍若無人の權勢を振ひつゝあつたとの前文を承けて、

而今度御臺○日野富子御産事ニ彼仁○今參局稱調伏、若公腹中ニテ被死去、驗者共皆以失面目云々、於御今參者、侍所ニ被仰付、被遠流候畢、以外次第也、去十四日江州隱岐島ニ被流之由有其聞云々、

といつて居る。死産を調伏の効果と看做すことは當時の思想信仰を措いてもとより想像も及ばぬことであるが、それにしても、局が其調伏の嫌疑を

蒙つたことゝいひ、又忽ちに捕はれの身となつて配所に移されたことゝいひ、事は何れも餘りに唐突である。局の配所についても、寺務方諸廻請に「隱岐國ニ配流」と書いて居るのは、碧山日録の「俾竄貶之海外之隱島」といつて居るのと一致するやうでもあるが、經覺要抄には江州隱岐島と見える將軍の命を承つて局の逮捕護送に當つた侍所所司京極持清が近江國守護であることから推しても、所謂隱岐島は琵琶湖の一孤島たる沖島であつて、呼名の同一から隱岐國と誤り傳へられたものと見るべきであらう。寺務方諸廻請に、局を辛崎に沈めらるゝとの一説を載せて居るのも、亦隱岐島が近江であるとの一旁證にはならう。

局の配流は經覺要抄に十四日となつて居るが、寺務方諸廻請には更に其召捕られたのが十三日であつたことを示して居る。出産を十日とすれば、相隔たること僅に三日を出でぬが、其翌日局は早

くも配流の憂目を見て居る。其間犯罪の有無について充分の審理を遂げらるべき餘地があつたとは誰にも受取れまい。

更に驚くべきは義政が未だ配所にも着かぬ局に極刑を科したことである。これについても諸書の記載は必ずしも明晰でない。「今月十八日依不慮之義、御今上郎逝去」と書いた蔭涼軒日録(正月二十四日條)は局の死因を意外の事として居る丈で、具體的に明示して居らぬが、寺務方諸廻請には、正月十六日條に、辛崎に沈めらるゝやの風聞を載せて居り乍ら、同二十六日條には、「於江州テ去十九日被切腹云々、先代未聞御下知也云々」といつて居る。日附の上に蔭涼軒日録と一日の差があるけれども、同一事を指したものに相違ない。若しも局が女性の身で切腹を命せられたといふ事が事實であるとするならば、確かに前代未聞の事であつて、蔭涼軒日録の所謂「不慮之義」といふに充分

である。局が配流に處せられた時、既に辛崎に沈めらるゝとの風聞が京都に行はれたことは亦局の運命が早くも決せられて居た暗示と看做されぬこともなからう。それにしても先きに織田氏の更迭問題に容喙した爲め罪に問はれて一旦は京外放逐を宣告させられ乍ら、遂に其執行を見ないで止んだばかりか、義政の其後の寵遇の少しも衰へなかつた局が配所へと急ぐ途中で無慘の最後を遂げたのは、果して表面に現はれた罪状のみに依つたものであらうか。

碧山日録長祿三年正月十八日條には、此問の消息を傳へて居るかの如き左の記述が見える。

以事問春公、々々語余曰、大相公之嬖妾某氏、會司室家之柄、其氣勢焰々不可近焉、其所爲殆如大臣之執事者、貪戾而惱民、又多所^(妬)妬忌、竟爲陰事、而殃其室家之夫人、其事遂發、相公大怒、命大夫持清、俾竄貶之海外之隱島也、曰、彼若司家室之權、有累年積歲者、

其禍可及天下也、而今有此貶、天之所罰也、予曰、古史曰、婦人預外事、非國家福云々、相公斥此、蒼生所欲、而天下安全之端也、可以喜矣、

こゝに見えた大相公の嬖妾が局を斥して居るのは言ふ迄もない。これに據ると、局は義政の妾であつたが、其寵を恃んで、室家の權を擅にした末竟に夫人に禍したことが露はれて、義政の激怒を買ひ、貶斥を受けたのである。彼女は斯る女性に免れぬ嫉妬の外に、貪戾にして民を惱ましたさへいはれて居る。これ其請託を容れて政務に容喙したことを意味して居るであらうか。義政が彼女を排斥したのは、民意とも一致し、國家の爲めには喜ぶべきであるとの本書の觀測が、若し正鵠を得て居るとしたならば、彼女を以て、擬に褒姒に擬することも、強ち過當とはいへまい。殊に義政の身になつて見れば、是迄に子がなかつた彼れが、今始めて男子を儲けた其歡喜は如何ばかりであつた

らう。義政の父義教には八人の侍女があつたけれども、其腹に生れたのは女子のみであつた時、北向といはれた裏松氏が、永享六年から八年にかけて義勝、義政の兩人を生んだのを見て、看聞日記に、「嫡子二男同腹、幸運之人歟、繁昌珍重也」と其幸運をたゞへて居るのは、さもあるべき事と思はれた。而かも是時富子の生んだ子は死兒であつたか、程なく息を引取つたかであるから、其落魄は又一と入でなければならぬ。哀惜の餘りに、種々の流言に惑はさるゝも、寧ろ人情美の發露として恕すべきである。是より先き、永享十一年の冬義教の殊寵を受けつゝあつた裏松氏が邪氣に襲はれた時は、下御臺の靈氣に襲はれたものと看做された。これ其妬忌に觸れて呪詛されたことを婉曲に述べたもので、時代思潮からいへば何の不思議もない。今參局の呪詛も亦同前とすれば、斯くも聞いた義政が、悔恨憤怒の絶頂に昇りつめたこと

も亦ことわりせめて憐れである。

さり乍ら此推測は局を義政の妾と見て始めて合理的となり得るのである。局は果して義政の愛を受けたものであらうか。是歳義政は二十五歳に達したとはいへ、普通の場合彼れよりは年下であるべき筈の局が、彼れの十代の時から、營中を女の手一つに切廻して居たと見るは、年齢の關係がこれを許さぬやうである。康富記及び「太上龍御名之事」に局を大館氏として居るが、尊卑分脈を始めとして諸系圖、系圖纂要等の大館氏の系圖は何れも女子を省略して居る。只康富記に「大館殿親類」と見える大館殿は同氏の嫡流で、世々幕府の御伴衆であり、又是時義政に用ゐられて申次の要職にあつた持房を指して居やうと思はるゝから、局は同じ大館氏でも、支流の出であつたと解せねばならぬ。

本問題に對する私の研究はこゝ迄行つて行詰り

の幾年かを送つたが、其後偶然にも新らしい一二の史料の發見に依つて、始めて暗黒裡に葬られた局の素性を明るみへ出して見透す機會が到來した私が此一篇に筆を執らうとした動機は偏へに其賜に外ならぬ。

六 今參局の素性と其最後

其一つは相國寺の周麟が文龜三年に書いた故總州太守源公持房景庵院殿高門常譽禪門行狀と題する一篇の大館持房傳である。周麟は字は景徐、宜竹と號し、人も知つて居る如く、此時代の五山の學者としても、又文人としても、蘭坡、横川、桃源等と共に盛名のあつた人で、其著書には翰林蒔蘆集や宜竹殘稿等がある。蔭涼軒日録の記者集證は嘗て彼れを評して、

彼景徐翁成人才力過人、殊其心法不混當代之人、於五

岳内、萬衆皆服之如歸市、誠可貴之人也、

といつて居る。これを見ても、彼れが深く濟輩の間に推重されつゝあつたことが窺はれやう。彼れは有名なる觀世小次郎信光傳を始めとして多くの傳記に其掾大の筆を揮つて居るが、持房行狀も亦其一つと見るべきである。而かも彼れと大館氏との俗縁については是迄餘り世に知られて居ないが彼れ自身此行狀に書いて居るところに據ると、持房は實に彼れの嚴父であつた。萬里の梅花無盡藏に收めた答等持桃源禪師書(文明十五年の作)に、

「宜竹家父大館景廳院是時已沒」この註は正にこれを裏書して居る。彼れは此行狀に於て、先づ其背景としての大館氏の出自や父祖の勲業を詳叙した後、持房の祖父掃部助氏信の事に及んで、

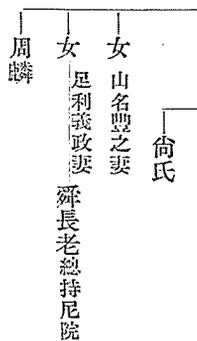
氏信長子曰滿信、次男爲大島所養、以繼其後、三男曰滿冬、々々有息女、所謂今參局也、

と始めて問題の局を拉し來つて其素性を説き、更に局と義政との關係について、

榮山○足利義勝八歲、嗣善山○足利義政以立、嘉吉三年癸亥、十歲而薨矣、弟喜山○足利義政嗣立、持房以老宗臣見待焉、公平日不屈權貴、正大以居、今參局侍喜山于櫛櫛之中、視養甚有恩、以故當其嗣立、而政從內出、權過於大夫人、公卿大臣競賂遺局中、公齒從兄弟、而爲一家之宗、若待之如時人、則彼遇我、必如事父兄、然而僣蹇不撓、心常不喜政事屬局中

と明快に叙述し、進んで局の奇禍を招いた徑路を次の如く細かに叙でて居る。

喜山當軸之十六年、長祿三年己卯、藤夫人有娠、坐蠱事起、兒女口舌、連累局中、女巫往來、輒埋木人祭祀之、或使人掘之、或於道中祠祭、使人釘門、於是召睿山習密法者、索民間少女未嫁者、爲之尸、祕祝移過、少女見咒、失心謎語曰、某爲蠱、某爲詛、應和妄言、以惑相公、々々年尙少、信於女言、今參局坐巫蠱、見出府中、遂命公閉焉、公請曰、豈有此哉、願察其虛實相公不可、府中女伴、妬寵者多、恐公聞說、令激相公別命佐々木正觀以配流隱岐、取途江之甲良庄、彼妬寵者、欲其速死、以故相公賜死、正月十九日、於甲良佛



尊卑分脈の系圖には、氏信の子には只一人の持房を出だして居る丈である。持房の子に教幸、教氏の兩人はあるが、教氏の二人の妹もなければ、周麟もない。更に諸系圖を見ると、滿信は義冬の子になつて居る。滿信の子に氏冬、滿冬があるが滿冬の子は見えて居らず、持房は氏冬の子となつて居る。而して系圖纂要は滿信を氏信に改めて居る以外は、大體これと一致して居る。是等は何れも大館氏の正統の記録たる本行狀に據つてこれを補正すべきであらう。

局が氏信の三男滿冬の女子であることは此行狀に據つて始めて明らかにされた。康富記に局を大館殿の親類と書いたのもそれで領かれる。又局と

義政との關係については、局は襖褌の中から義政を手鹽にかけて大きくしたものである。義政が台職に就いてから後の幕府が、局に依つて左右されて、其權力をさくく大夫人を凌駕したことは行狀もこれを認めて居るが、それは極めて自然な成行といふべきである。碧山日録に「曾司室家之柄」といひ「其所爲殆如大臣之執事」といつて居るのはこれを指したものであらう。織田氏の更迭問題を通じて見た局と大夫人との軋轢もこれ亦無理のないところである。只局の地位を利用し、これに攀縁して或る野心を遂げやうとした有象無象が競うて不正の贈物をしたとあるに至つては、縦しそれが局の本意でなかつたとしても、責は局に歸せない譯に行くまい。局の死後、其闕所處分を受けた遺産の中に、曇華院領北莊があつたのを、同院に還付されて居るが、それらも局の生前に受けた不正の贈遺と見るべきであらう。碧山日録に「貪戻而

「僭民」といつたのも、斯る場合に起り勝な非難と見てよい。

行狀は更に義政夫人日野富子が妊娠の際、呪詛として行はれた方法の數々を擧げて居るが、それらは皆局の所爲と信せられて居るけれども、實は局の寵を妬んでこれを陥れやうとする幕府の女性に依つて構へられた無實の罪と認めて居る。されば宗家に預けて幽閉させやうとした義政に向つて持房は局の爲めに其虚構を辨じて審理を仰いだ。若氣の無分別にも女言を信じ切つた義政はこれに耳を傾げやうとしない。其中に持房の釋明に依つて局が放免されると、反局一派は一氣に局に對する義政憤怒の情炎を煽つて佐々木正觀（京極持清）に命じ急ぎ配所に向はせた。所謂隱岐が沖島を斥したものであること言ふ迄もあるまい。

局の寵を妬むものは更に其死期を早めやうと、義政に請うて局に死を賜はることゝなつた。局は

十九日（十八日とする説は誤聞であらう）配所に赴く途中蒲生郡甲良莊の、とある寺院で刑の執行を受けたのである。而かも其死はたゞの死でなかつた。死の宣告を受けた局は、女性なりとて、自殺の出来ぬことはあるまい。醜い死様をして我一門を辱しめてならうかと、みづから右手に刀を執つて腹を突き刺し、左手でこれを抉つたけれども、暫くは尙ほ正氣であつたが、其中に息が絶えた。側にあつた武士共もこれを見ては皆感涙に咽んで遁に女中の大丈夫だとたゝへた。

行狀は斯る濡衣の最後に伴ふ此時代に有勝な種々の怪異の多くをまことしやかに傳へて居る。中にも義政の妾が局を夢みた揚句、不安を覺えて、母子共に死んだといはるゝは、局の死んだ翌年（寛正元年）の六月十九日に、三條氏が難産に依つて出産を待たずに逝いたことを斥したもので（碧山日錄大乘院寺社雜事記）これを以て局の怨靈に記す

るは、笑止至極であるが、重ねての不思議に脅えた幕府は、朝廷に請うて局の靈を天王と號し、古來冤罪に泣く怨靈を合祀した御靈社に配祀することゝなつた。攝取院壽峯祥仁は局の院號法名である。(蔭涼軒日錄長祿三年正月二十四日條に法名性仁、道號壽峰とある性仁は普通から來て居るが、祥仁の方が正しからう)

此行狀は局が武家にあつては名門の出であることを教へた。幼少から手一つに義政を育て、人とした局は、圖らずも好運が廻り來て台職に登つた義政を見ては、正に得意の頂點に達したのであらう只何といつても年齒の行かぬ將軍の事であるから日夜過失あらせじと庇ふ心の惱みは又一と入であつたらしい。男優りの局は夜となく晝となく、千々に心を碎いて府の内外を一手に切り廻した。鞠養の恩ある義政が其乳人と共に、局の言ふがまゝに任せたのも不思議はない。局を以て義政の嬖妾

と見たのは、恐らく義政の妾の大館氏(持房の女佐子)と混同したもので以ての外の訛傳である。それ丈局に對する浮いた世評の中には根無草の多かつたことも否まれぬ。

行狀には局を義政に讒したものを、府中の女伴といつて居る。將軍の幼年の頃から視養した局、年少の將軍を守り立て、來た局に對して、將軍の寵遇の厚かつたのは當然過ぎる程當然であつて、もとより單なる依怙とけなきものではなかつた。苟くもこれ以上の條件を備へた健者シヤカモでなくて局に刃向ふ程の女性があつたらうとは想像も及ばぬところである。併し早くも二十五の春を迎へて自尊心の漸く高まりつゝあつた當の義政は、局に對する謝恩の情も年と共にいつしか褪せて昔程ではなかつた。矧して其神がけて祈つた男子の生まれるか生まれぬかに闇から闇へと葬られたことを局の呪ひと唆かされては、血氣にはやる若人の血

は一圖に沸立つて、怒りは心頭に燃えあがつたであらう。それにしてもこゝ迄義政の心機を一轉させた女性を決して凡婦ではなく、或意味に於て局以上の魅力を有つて居たものと見ねばなるまい。而かも行状の中では、此隠れたる女性の素顔は尙ほ衣被ヒヌカヅキでおほはれて居る。

局に關した今一つの正確な史料は、持房行状を見てから数年の後、私が内閣文庫で大乗院舊藏の諸記録を涉獵して居る中に圖らずも見出したもので、尋尊大僧正自筆の寺務方諸廻請が即ちそれである。其中の二三の記事は便宜上私の既に引用したところであるが、今其局の最後を傳へた部分を抄録すると斯うである。

長祿三年正月十六日、御今參局所行、今度御産不平安、剩若宮則早世事、彼局調伏故トテ去十三日被召取之、十四日隱岐國ニ配流、或辛崎ニシツメラルノ由風聞云々、當室町殿ヲ守立申ハ此局ナリ、於女中テ權門不過

之、尤歟、今度事不知實否、一向被失生涯事、御沙汰次第指過歟、但御大方殿申御沙汰故云々、此間不和故也、彼局跡大館ニ給之、依一家也云々、

廿六日、御今局於江州テ、去十九日被切腹云々、先代未聞御下知也云々、

二月八日、御臺御遠例于今無本腹、仍御今參同意之衆造官使北野一色大館兵庫赤松伊豆各妹共皆以御所中テ被出云々、各又女子御母也云々、

局の當の相手は本書に依つて手もなく其被カヅキを脱がされた。恐らく讀者も想像されたであらう。日頃局と快らず、織田氏の更迭問題では火の出るやうないさかひに、一度は勝鬨を揚げた義政の大夫人即ち大方殿其人であつた。斯る貴人の習として生み落とした我子はこれを乳母や保母の手に任せゐる爲めに、一般に母子の情の意想外に淡いことは免れぬが、それも幼少の間の事で、長じて後は必ずしもさうではない。局に取つては大の苦手の大方殿の前には、遺の局も勝目のあらう筈がなかつ

た。さはれ視養輔導の大功ある局が、府中の女官の中で、權勢無比であつたことを當然として却てこれを極刑に處した義政の忘恩的行爲を酷に失すと非難した本書の批判は、大體に於て公正を失はぬものといふべきであらう。但し局が近江で切腹したのを、義政の命令の如くに書いたのは、事實を誤つて居る。死は義政の命であつたが、切腹は全く局の自發的に出でたものであつて、決して誰からも強制されたものではなかつた。

本書は更に富子の産後の豫後のわるいことを口實として局一味の女官を府外に放逐した事實を傳へて居る。これで見ると、大奥の暗闘は大方殿對今參局の個人の争の外に、彼等と共鳴した府中の女官の黨争と見ることも出来る。斯くて今參局の一派は局の失脚と共に、府中の大奥から徹底的に一掃されてしまつた。局を女主人公とする悲劇はこゝに其大團圓を告げたのである。

義政の忘恩が非難された一方には、局に對する同情が湧いた。初七日の佛事は等持寺や相國寺の雲澤軒で營まれて居る。其内には彼怪異や祭祀の事杯もあつて、年と共に其冤罪が知れ渡つたらしい。局の死刑の宣告から四年を過ぎた寛正四年六月には、近江國壽千寺領及び越中國三宮跡が、義政から局の追善料所として寄附されて居る。(蔭涼軒日録)彼れも遺に此頃は寢覺がわるかつたものと見える。

「女中大丈夫也」此一語よく局の全人格を盡くして居る。身に覺えなき濡衣に一滴の涙をも見せず只々家門の譽れに露汚れあらせじと、潔く自及して果てた最後の一齣は心事の純真な局であつて始めて望まれやう。縦し女性に避け難い淺慮から、過去に於て有意に、無意に犯した罪障は免れ得ぬとしても手鹽にかけた効將軍を、あれ迄にもり立て、行つた局の大功は、如何にして没却されやう。

殊に嘉吉の變以來衰頹の一路を辿り來つた幕府の
雰圍氣の内にあつて、管領も宿老も、其眼中にな
いかと見えた義政の初世の、年に似合はぬ斷乎た
る諸般の政策は。もとより彼れが年少氣鋭に任せ
た爲めもあらう、又乃父義敏にかぶれた爲めもあ
らうが、少くとも今參局の執權時代にあつては、
寧ろ局の全人格の反映其者と見た方が肯の繁に中
つて居るであらう。